

# 大阪府障がい者委託訓練事業に係る企画提案公募要領

大阪府では、障がいのある方の就職や雇用の継続を支援するため、必要な知識や技能が習得できる職業訓練を社会福祉法人や企業等の民間教育訓練機関に委託して実施しています。

本事業は、民間教育訓練機関が有する知識やノウハウ等により効果的・効率的に実施するため、公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集します。

本事業は、「国との協議が整うこと」及び「令和7年度大阪府の予算の成立」を前提に実施される停止条件付きの事業です。

そのため、国との協議が整わない場合や、大阪府の予算が成立しない場合は、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

## 1 事業名

大阪府障がい者委託訓練事業（障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練）

### (1) 事業の趣旨・目的

就職や雇用継続に必要な知識や技能を習得する職業訓練を、民間教育訓練機関に委託して実施し、障がい者の就職や雇用継続を支援する。

### (2) 業務概要及び委託単価上限額

別添、各委託訓練事業の「仕様書」のとおり

## 2 スケジュール

・公募開始	令和6年10月4日（金曜日）
・説明会開催	令和6年10月10日（木曜日）
・質問受付締切	令和6年10月15日（火曜日）
・提案書類提出期間	令和6年10月23日（水曜日）から11月8日（金曜日）
・選定委員会	令和6年12月下旬頃
・最終結果公表	令和7年1月中旬頃
・契約締結	} 訓練科目ごとに異なります
・事業開始	
・事業終了	

## 3 公募参加資格

次に掲げる(1)～(19)までの要件をすべて満たす者、又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※(1)は、共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。(16)は、共同企業体の構成員のいずれかが有していればよい。）

(1) 日本国内に営業所を有し、大阪府内において公共職業訓練を開講できるとともに、本事業に係る企画立案及び経理処理など各種事務の的確な処理・個人情報管理体制など、事業実施に必要な能力を有すること。

また、本事業を受託できる財政的健全性を有していること。なお、共同企業体は、申請代表者が構成員相互の関係を調整し、委託金の適切な執行、管理、報告書の作成等の事務的管理能

力を有していること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法により改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(4) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(5) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(6) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(8) 公的職業訓練に関して受託機会の制限を受けた者で、不正行為に係る処分を通知した日から起算して 5 年以内の期間を定めて受託機会を与えないとして、厚生労働省から通知のあった者で、当該期間を経過していない者でないこと。

(9) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者

(10) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の

提供又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条7項の規定による報告を行わなければならない事業主等は、令和6年6月1日現在(事業主が事業を開始していない場合にあっては、当該事業を開始した日の属する月の翌月の初日)における雇用障がい者数が法定雇用障がい者数以上であること。
- (12) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険等又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(申請日現在において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)
- (13) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (14) 守秘義務を遵守できること。
- (15) 本事業の実施にあたり、大阪府との打合せなどに適切に対応できること。
- (16) 提案事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- (17) 共同企業体については、提案上、1つの企業とみなし、応募書類提出後は、代表者及び共同企業体構成員の変更は原則として認めない。
- (18) 平成26年度から実施されている職業訓練サービスの向上をめざす「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を受講し、かつ、委託契約を締結する日において有効な受講証明書を有する者が在籍していること、又は、委託先機関がISO29993(公式教育外の学習サービス—サービス要求事項)及びISO21001(教育機関—教育機関に対するマネジメントシステム—要求事項及び利用の手引)をいずれも取得していること。
- (19) 介護職員初任者研修科を提案する者は、大阪府内に介護員養成研修事業者の指定を受け、介護員養成研修(介護職員初任者研修課程)に係る教育訓練を開講できる者であること。

#### 4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を下記の「(1) アからキ」により、持参して提出してください。

##### (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

###### ア 配布開始日

令和6年10月4日（金曜日）午後2時から

###### イ 配布方法

公募要領は、関連ホームページ「令和7年度大阪府委託訓練事業の企画提案公募について」からダウンロード・印刷してください。※郵送による配布は行いません。

( <http://www.pref.osaka.lg.jp/o110110/nokai/h-oshirase/k350-r07.html> )

###### ウ 受付場所

大阪府 商工労働部 雇用推進室 人材育成課 委託訓練グループ

住所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎 24階

電話番号：06-6210-9531



###### エ 提出方法

企画提案書類は下記「オ 電話予約期間」の間に提出日時を電話予約の上、持参してください。（郵送・電子メール等による提出は認めません。）当日は企画提案書類の受付のみ行います。なお、受付した書類に不備や不足等があった場合は、再提出の期限を指定し補正を求めますので、可能な限り早期の日程で提出をお願いします。再提出の期限については、補正を求める際に指定します。

###### オ 電話予約期間

令和6年10月8日（火曜日）午前10時から令和6年11月8日（金曜日）午後3時まで

大阪府商工労働部雇用推進室 人材育成課 委託訓練グループ

（電話06-6210-9531）

カ 提案書類提出期間

令和6年10月23日（水曜日）から令和6年11月8日（金曜日）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで）

キ 企画提案書類の提出にかかる経費は、すべて提案者の負担とします。

(2) 応募書類

\* 別添の『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』に従って記入・作成してください。

様式	様式内容	備考
様式第1-1号【障】	大阪府障がい者委託訓練事業企画提案書	※知識・技能習得訓練（集合訓練）
様式第1-2号【障】		※知識・技能習得訓練（職場実習付き訓練）
様式第1-3号【障】		※e-ラーニング
様式第1-4号【障】		※在職者訓練
様式第2号【障】	誓約書	
様式第3-1号【障】	訓練実施機関・施設の概要・運営体制	
様式第3-2号【障】		
様式第3-3号【障】		※e-ラーニング、在職者訓練（指導員派遣コース）を除く
様式第3-4号【障】		※e-ラーニングのみ
様式第3-5号【障】		
様式第3-6号【障】	訓練実施施設の概要【職場実習先リスト】	※次の訓練を提案する場合に提出 ・知識・技能習得訓練（集合訓練のうち職場実習（有）のみ） ・知識・技能習得訓練（職場実習付き訓練）
様式第4-1号【障】	就職支援体制	※在職者訓練を除く
様式第4-2号【障】	職業訓練就職実績	※在職者訓練を除く ※府主催の訓練実績及び他の訓練（基金訓練、求職者支援訓練、他府県の委託訓練）の実績
様式第4-3号【障】	就職支援計画	※在職者訓練を除く
様式第4-4号【障】	公共職業訓練の実施状況	※在職者訓練のみ
様式第4-5号【障】	雇用継続支援計画	※在職者訓練のみ
様式第5号【障】	講師名簿	
様式第6号【障】	使用教材一覧表	※使用教材（テキスト・参考書等）の名称・価格の確認できる資料は、添付資料のファイルに綴じること
様式第7-1号【障】	障がい者委託訓練カリキュラム	※知識・技能習得訓練（集合訓練）
様式第7-2号【障】		※知識・技能習得訓練（職場実習付き訓練）
様式第7-3号【障】		※e-ラーニング
様式第7-4号【障】		※在職者訓練
様式第7号（別紙）【障】	対象障がい種別毎の訓練実施体制	
様式第8-1号【障】	大阪府障がい者委託訓練実施経費見積書	※知識・技能習得訓練（集合訓練）
様式第8-2号【障】		※知識・技能習得訓練（職場実習付き訓練）
様式第8-3号【障】		※e-ラーニング
様式第9号【障】	障がい者の雇用状況についての報告書	※常用労働者の総数が40.0人未満の場合のみ提出。
様式第10-1号【障】	共同企業体届出書	共同企業体で参加する場合に提出。（訓練事業ごと）
様式第10-2号【障】	業務委託共同企業体協定書	
様式第10-3号【障】	委任状	
様式第10-4号【障】	使用印鑑届（代表構成員が代表取締役の場合）	
様式第10-5号【障】	使用印鑑届（代表構成員が受任者の場合）	

様式	様式内容	備考
様式第11号【障】	委任状	
様式第12号【障】	令和7年度 大阪府障がい者委託訓練事業 企画提案に係る質問票	
資料	令和7年度 大阪府障がい者委託訓練事業日 程表	
企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト		提出書類の記入・作成時の注意事項 に従うこと。
その他の提出資料等 (添付書類)	<p>ア 定款又は寄付行為の写し(原本証明必要)</p> <p>イ 会社案内(パンフレット)等の事業所規模等が明記された資料</p> <p>ウ 法人の履歴事項証明書(発行日から3か月以内のもの)</p> <p>エ 不動産の履歴事項証明書・賃貸借契約書の写し等、施設が使用可能であることが確認 できるもの ※提案予定の教室が賃貸借契約条件を交渉中である場合は、受付時にその旨を申し 出た上で、受付期間中に提出できる場合は追加提出すること。受付期間中に提出で きない場合は、受講希望者の募集開始までに契約する旨の誓約書を提案者名で作 成し提出するとともに、開講月の3か月前までに賃貸借契約書の写しを提出するこ と。</p> <p>オ 訓練実施施設の平面図 ・教室、選考試験会場(面積又は面積が計算できるように縦と横の長さの記載があるも の) ・事務室、就職相談室、トイレ、自習室、談話室・休憩室(平面図にそれぞれの部屋及び 設備の場所を記入。なお、自習室、談話室・休憩室については、ある場合に明記。)</p> <p>カ 納税証明書(未納が無いことの証明)(発行日から3か月以内のもの)各1部 ・大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書 大阪府内に事業所がない場合は、本社等を管轄する都道府県税事務所が発行する納 税証明書 ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 (上記証明書に未納額がある場合は、納付した事実がわかる書類の写しを添付)</p> <p>キ 有料職業紹介事業許可証または無料職業紹介事業届出書(許可証)の写し (※該当事業所のみ)</p> <p>ク キャリアコンサルタント登録証の写し、キャリアコンサルティング技能検定合格証書の写 し又は合格通知の写し (※有している場合のみ)</p> <p>ケ 介護員養成研修(介護職員初任者研修課程)の訓練を提案する場合、「介護員養成 研修(介護職員初任者研修)の指定通知書」の写し 指定申請中の場合は、その旨記載した文書を添付し、「指定通知書」が発行され次 第、速やかに提出。</p> <p>コ 職業訓練サービスガイドライン研修の修了証書の写し、修了証明書の写し若しくは 受講証明書の写し、又は IS029993 及び IS021001 の審査登録証の写し</p> <p>サ 使用教材の写し(教材の名称、出版社名及び価格が確認できる表紙または裏表紙 のコピー) ※複数の科目を提案する場合は、余白に科目名を記載すること</p> <p>シ 常用労働者数が40.0人以上の事業主の場合は、管轄公共職業安定所に提出した『障 害者雇用状況報告書』(令和6年6月1日現在の状況について記載したもので公共職 業安定所の受付印のあるもの)の写し (※電子申請により提出された場合は、申請書のプリントアウトしたものを提出) 常用労働者数が40.0人未満の事業主の場合は、『障がい者の雇用状況についての 報告書(様式第9号【障】)』</p> <p>ス 公正採用人権啓発推進員選任(異動)報告書及び新任・基礎研修の受講を証明する書 類の写し(※該当事業所のみ)</p> <p>セ 大阪企業人権協議会への加入申込書の写し(※該当事業所のみ)</p> <p>ソ 一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター入会届の写し(※該当事業所のみ)</p> <p>タ 「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー 優良企業」登録申請書の写し(※該当事業所のみ)</p>	

### (3) 企画提案書類の返却

企画提案書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。

なお、企画提案書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

### (4) 企画提案書類の不備

企画提案書類に不備があった場合には、受理しないことがあります。

### (5) 提出方法

ア ①企画提案書 2部《提案科目ごとに正本1部、副本（コピー）1部》

②添付書類《提案事業者単位で正本1部》

正本、副本、添付書類、1部ずつA4紙ファイルに綴って提出してください。

・正・副の表紙及び背表紙には右の【ファイル見本】のとおり、年度、訓練科名、法人名を記入してください。

・添付書類には年度、法人名を記入してください。

【ファイル見本】

#### <記入例>

正 or 副 7年度（障） ○○科（3か月）、株○○

添付書類 7年度（障） 株○○

※背表紙は縦書きで記入し、末尾に3cm程度の余白を設けてください。

正	正
7年度	7年度
障	（障）
○○科	○○科（3か月）
3か月	
株○○	（株）○○

イ『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』は、提出の必要はありません。

ウ 受付日に企画提案書類の正本、副本及び添付書類を一緒にご提出ください。受付時に「整理番号」を付して副本をお返しします。不備事項があった場合は、大阪府から不備事項の修正や追加書類の提出を求めますので、11月8日（金曜日）までに修正をお願いします。

エ 納税証明書は、原本各一部を添付書類のファイルに添付してください。

オ 受付が完了し、大阪府が受理した後の提案内容の差し替えは認めません。（大阪府が修正等を求める場合を除く）。

カ 企画提案書類の提出にあたって、虚偽の記載をした者は、本件公募への参加資格を失うものとなります。

## 5 説明会

### (1) 開催日時

令和6年10月10日（木曜日）午後2時から午後3時まで

### (2) 開催方法

オンライン開催

オンライン会議システムを使用します。

（お申込みいただいた方には別途視聴用URLをご連絡します。）

### (3) 申込方法

法人名及び説明会出席者名を電子メール本文に記載し、下記申込先まで電子メールにてお申し込みください。

送信後、当課からの受信確認メールが届かない場合は、電話にて申し出てください。（電話番

号は、本公募要領4(1)ウをご参照ください。

申込先：大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課委託訓練グループ

電子メールアドレス：jinzaikusei-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

メール件名：「【説明会申込】令和7年度大阪府障がい者委託訓練事業」と明記してください。

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

※応募にあたって説明会の参加は必須ではありませんが、提案予定者は可能な限りご出席下さい。

#### (4) 説明会への申込期限

令和6年10月9日（水曜日）正午まで

## 6 質問の受付

### (1) 受付期間

令和6年10月4日（金曜日）午後2時から令和6年10月15日（火曜日）午後5時まで

### (2) 質問方法

「様式第12号【障】令和7年度 大阪府障がい者委託訓練事業 企画提案に係る質問票」に質問内容を記入し、下記アドレスあて電子メールを送信してください。

\* 電子メールアドレス：[jinzaikusei-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:jinzaikusei-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)

ア 電子メール送信後、必ず電話にてメール到着の確認をお願いします。

（午前9時から午後6時まで。最終日は午後5時まで。土・日・祝日を除く。）

（電話：06-6210-9531）

イ 質問への回答は人材育成課ホームページへ掲載し、個別の回答は行いません。

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110110/nokai/h-oshirase/k350-r07.html>）

## 7 審査の方法

### (1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する「大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）で審査し、訓練区分の開講月（在職者訓練は障がい種別）ごとに優れた提案を行った者を選定します。

イ 審査結果が設定した100点満点中60点に満たない場合は、契約交渉の相手方の対象外とします。

ウ 審査区分A、審査区分Bの合計点数が同点となった場合、審査区分B（訓練内容・カリキュラム内容、訓練中及び訓練修了後の就職支援または雇用継続支援内容）の得点が高い者を上位として決定し、それでも同点となる場合は、選定委員会の合議により決定します。

エ 円滑な委託訓練の実施を図る観点から、過去2年以内に本事業または大阪府委託訓練事業（離職者等再就職訓練）に係る苦情やその他訓練実施（選考試験の採点ミス等）に関して大阪府から文書指導を受けた場合、採点后、10点を減ずることとします。

オ 企画提案書類の記載内容について、現地調査を行う場合があります。

カ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

キ 委託先候補として選定された者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。



## (2) 審査基準

### ①在職者訓練を除く訓練科目

#### ○審査区分 A [35 点]

	審査項目	審査内容	配点
審査内容	(ア) 訓練実施体制	運営体制、施設設備等	12 点
	(イ) 委託訓練就職率	障がい者訓練の過去の実績 (2 年間)	5 点
	(ウ) 見積額 (価格点)	最低見積額との比較	10 点
	(エ) 府施策への協力	府施策、障がい者の雇用状況等	8 点
審査方法	各該当様式による	書類審査による	—

#### ○審査項目ごとの審査基準

##### (ア) 訓練実施体制 (12 点)

評価事項		審査基準	
最少開講人数 (e-ラーニング を除く訓練科目)	府が示す定員未満での開講の 可否	開講最少人数	
		定員の5割未満でも開講する場合	[4 点]
		1 人でも開講する場合	[6 点]
		上記以外	[0 点]
最少開講人数 (e-ラーニン グ)	府が示す定員未満での開講の 可否	開講最少人数	
		1 人でも開講する場合	[4 点]
		上記以外	[0 点]
施設設備 (e-ラーニン グを除く訓練科目)	施設設備は充実しているか。	受講者 1 人当たりの教室面積 (複数の場合は平均値) が	
		2.50 m <sup>2</sup> 以上	[2 点]
		2.00 m <sup>2</sup> 以上 2.50 m <sup>2</sup> 未満	[1 点]
		2.00 m <sup>2</sup> 未満	[0 点]
		訓練時間外に利用できる教室等 (自習室) が別に	
		設置されている	[2 点]
設置されていない	[0 点]		
		受講者が利用できる談話室・休憩室が訓練施設内に	
		設置されている	[2 点]
		設置されていない	[0 点]
施設設備 (e-ラーニン グ)	施設設備等は充実している か。	訓練の出欠席を管理することが可能な LMS を導入して	
		いる	[1 点]
		いない	[0 点]
		音声読み上げソフト等受講者の個別の特性に対応して	
		いる	[1 点]
		いない	[0 点]
		訓練に必要な訓練機器 (パソコン周辺機器) の貸出しが	
		可能	[1 点]
		不可能	[0 点]
		スクリーニングが困難な訓練受講生に対する訪問指導が	
		可能	[2 点]
		不可能	[0 点]
スクリーニングとは別に訪問指導が訓練期間中に			
月 1 回以上可能	[1 点]		
月 2 回以上可能	[3 点]		
なし	[0 点]		

(イ) 委託訓練就職率 (5点)

- ・障がい者の就職を目的とした訓練で、過去2年間のうちに就職率実績がある場合
- ・評価は、過去2年間〔令和4年4月1日から令和6年3月31日の間に実施・終了したもの〕の平均値で評価する。

審査基準	配点
60%以上	[5点]
30%以上 60%未満	[3点]
10%以上 30%未満	[2点]
10%未満	[1点]
実績なし	[0点]

(ウ) 見積額 (価格点) (10点)

評価事項	区分	審査基準
訓練区分毎の提案について、「最も低い見積価格」を最高得点とし、これを基準に「各事業者の見積価格」を比較して点数化する。 職場実習付き訓練の「委託訓練費」は、「座学訓練経費」と「職場実習経費」の合計見積額で比較する。		価格点の計算方法 (訓練区分毎に計算) 委託訓練費
	・eラーニング	$10 \text{ 点} \times \frac{\text{最も低い見積価格}}{\text{各事業者の見積価格}} = \text{得点}$ ※小数点以下第2位を四捨五入
	・知識・技能習得 (集合) ・知識・技能習得 (職場実習付き)	$9 \text{ 点} \times \frac{\text{最も低い見積価格}}{\text{各事業者の見積価格}} = \text{得点}$ ※小数点以下第2位を四捨五入
$1 \text{ 点} \times \frac{\text{最も低い見積価格}}{\text{各事業者の見積価格}} = \text{得点}$ ※小数点以下第2位を四捨五入		

(エ) 府施策への協力 (上限8点)

評価事項	審査基準	点数
公正採用選考人権啓発推進員の設置及び新任・基礎研修の受講 (事業所単位)	公正採用選考人権啓発推進員の選任	2点
	推進員を選任し、研修を受講している (新任・基礎研修は選任者以外の受講でも可) [2点] 上記以外 [0点]	
大阪企業人権協議会への加入	大阪企業人権協議会への加入の有無	2点
	加入している [2点] 加入していない [0点]	
就職困難者の就労支援への協力	大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者〔一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター (C-STEP)〕への加入の有無	2点
	加入している [2点] 加入していない [0点]	
「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」への登録	「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録の有無	2点
	登録している [2点] 登録していない [0点]	

障がい者雇用 (企業単位)	障がい者の雇用 〈実雇用率〉 5.00%以上 4点 4.17～4.99% 3点 3.34～4.16% 2点 2.51～3.33% 1点 〈法定雇用障がい者数超過数〉 7人以上 4点 5～7人未満 3点 3～5人未満 2点 1～3人未満 1点 ※実雇用率と超過数の高い方の得点を採用する。 共同企業体の場合は全ての構成員企業の中で最も低い企業の点を採用する。	4点
合計		12点 (8点)

※障がい者の雇用について、申請者が特例子会社等（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条から第45条の3までの規定により、その雇用する労働者について、法44条第1項に規定する親事業主、法第45条の2第1項に規定する関係親事業主又は法第45条の3第1項に規定する特定組合等（以下「親事業主等」という。）のみが雇用する労働者とみなされる事業主）である場合は、親事業主等の「実雇用率」、「法定雇用障がい者数超過数」が審査内容の対象となる。

※公正採用選考人権啓発推進員の選任、公正採用人権啓発推進員新任・基礎研修の受講、大阪企業人権協議会への加入、就職困難者の就労支援への協力、大阪府障がい者サポートカンパニー（優良企業も含む）の登録について、共同企業体の場合は構成員全ての企業において選任等されていることを加点の要件とする。

## ○審査区分B [65点]

### (1) 審査内容、審査方法、採点基準及び採点方法について

審査内容	訓練内容・カリキュラム内容、就職支援体制、訓練中及び訓練修了後の就職支援内容
審査方法	様式による書類審査 様式第 [ 1-1、1-2、1-3、3-4、3-5、3-6、4-1、4-2、4-3、6、7-1、7-2、7-3、7別紙 ] 号【障】
採点基準及び採点方法	(オ) 訓練内容・カリキュラム内容 (30点) ・提案科目単位で採点を行う。 (カ) 就職支援体制、訓練中及び訓練修了後の就職支援内容 (35点) ・提案者(法人)単位で採点を行う。

#### (オ) 訓練内容・カリキュラム内容 (30点)

評価事項	得点	審査のポイント
訓練内容・カリキュラム内容	30点	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の雇用ニーズを把握・分析し、訓練修了後、就職に結びつくカリキュラム内容になっているか。</li> <li>受講者のスキルや自己理解が高められる内容になっているか。</li> <li>体調や訓練状況を日々、把握・共有するとともに、体調や訓練の習熟度に応じたきめ細かな支援体制が図られているかどうか。</li> <li>カリキュラムの設定項目及び時間配分等は適切か。</li> <li>使用教材、使用ソフト等は適切か。</li> </ul>

(カ) 就職支援体制、訓練中及び訓練修了後の就職支援内容 (35 点)

評価事項	得点	審査のポイント
就職支援体制	5 点	キャリアコンサルタント、精神保健福祉士等の資格を有した人材の専任配置や職業紹介事業(無料、有料)の展開など、就職支援体制が充実しているか。
訓練中及び訓練修了後の就職支援内容	30 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府内の雇用失業情勢や障がい者雇用ニーズ等を把握・分析して、就職支援への取り組みに反映させているか。</li> <li>・ 訓練中における面談等を通じて、受講者が希望する職種・就業形態などを踏まえた上で、受講者の障がい特性に応じたきめ細かで、最適な就職支援を実施しているか。</li> <li>・ 受講者のモチベーションを維持するため、訓練修了後も受講者への連絡を密にし、最新の情報提供や相談・アドバイスを行えるようにしているか。</li> <li>・ ハローワーク等との連携により、障がい者求人の動向を見極めるとともに、受講者に適した就職情報の提供ができる体制になっているか。</li> <li>・ 他の事業者にない独自の就職支援方法や就職支援に関する多様なネットワークを有しているか。</li> <li>・ 訓練を適切かつ効果的に実施できるよう、受講者の支援機関や地域障害者就業・生活支援センター等との連携が図られているか。</li> </ul>

②在職者訓練

○審査区分 A [20 点]

	審査項目	審査内容	配点
審査内容	(ア) 訓練実施体制	実施回数等	7 点
	(イ) 公共職業訓練実績	過去の訓練実施実績(2年間)	5 点
	(ウ) 府施策への協力	府労働施策、障がい者の雇用状況等	8 点
審査方法	各該当様式による	書類審査による	—

○審査項目ごとの審査基準

(ア) 訓練実施体制 (7 点)

評価事項	審査基準
実施体制	訓練実施回数
	10 回以上 [7 点]
	8 回以上 [6 点]
	6 回以上 [5 点]
	5 回以上 [4 点]

(イ) 公共職業訓練実績 (上限 5 点)

- ①障がい者の職場定着を目的とした訓練(在職者訓練)で、過去2年間のうちに実施実績がある場合 [5 点]
- ②障がい者委託訓練(在職者訓練以外)で、過去2年間のうちに実施実績がある場合 [3 点]
  - ・ 評価は、過去2年間〔令和4年4月1日から令和6年3月31日の間に実施・終了したもの〕で評価する。

## (ウ) 府施策への協力 (上限 8 点)

評価事項	審査基準	点数
公正採用選考人権啓発推進員の設置及び新任・基礎研修の受講 (事業所単位)	公正採用選考人権啓発推進員の選任 推進員を選任し、研修を受講している (新任・基礎研修は選任者以外の受講でも可) [2点] 上記以外 [0点]	2点
大阪企業人権協議会への加入	大阪企業人権協議会への加入の有無 加入している [2点] 加入していない [0点]	2点
就職困難者の就労支援への協力	大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者〔一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター (C-S T E P)〕への加入の有無 加入している [2点] 加入していない [0点]	2点
「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」への登録	「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録の有無 登録している [2点] 登録していない [0点]	2点
障がい者雇用 (企業単位)	障がい者の雇用 〈実雇用率〉 5.00%以上 4点 4.17~4.99% 3点 3.34~4.16% 2点 2.51~3.33% 1点 〈法定雇用障がい者数超過数〉 7人以上 4点 5~7人未満 3点 3~5人未満 2点 1~3人未満 1点 ※実雇用率と超過数の高い方の得点を採用する。 共同企業体の場合は全ての構成員企業の中で最も低い企業の点を採用する。	4点
合計		12点 (8点)

※障がい者の雇用について、申請者が特例子会社等（障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条から第 45 条の 3 までの規定により、その雇用する労働者について、法 44 条第 1 項に規定する親事業主、法第 45 条の 2 第 1 項に規定する関係親事業主又は法第 45 条の 3 第 1 項に規定する特定組合等（以下「親事業主等」という。）のみが雇用する労働者とみなされる事業主）である場合は、親事業主等の「実雇用率」、「法定雇用障がい者数超過数」が審査内容の対象となる。

※公正採用選考人権啓発推進員の選任、公正採用人権啓発推進員新任・基礎研修の受講、大阪企業人権協議会への加入、就職困難者の就労支援への協力、大阪府障がい者サポートカンパニー（優良企業も含む）の登録について、共同企業体の場合は構成員全ての企業において選任等されていることを加点の要件とする。

○審査区分B [80点]

(1) 審査方法、採点基準及び採点方法について

審査内容	訓練内容・カリキュラム内容、訓練中及び訓練修了後の雇用継続支援内容
審査方法	様式による書類審査 様式第 [ 1-4、4-4、4-5、6、7-4、7別紙 ] 号【障】
採点基準及び採点方法	(エ) 訓練内容・カリキュラム内容 (40点) ・提案科目単位で採点を行う。
	(オ) 訓練中及び訓練修了後の継続雇用支援内容 (40点) ・提案者(法人)単位で採点を行う。

(エ) 訓練内容・カリキュラム内容 (40点)

評価事項	得点	審査のポイント
訓練内容・カリキュラム内容	40点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業及び受講者のニーズに応じた柔軟な訓練を実施できる体制となっているか。</li> <li>・受講者のスキルアップを図るための訓練目標及び仕上がり像の設定と、それに対応したきめ細やかなカリキュラム内容となっているか。</li> <li>・カリキュラムの設定項目や時間配分等は適切か。</li> <li>・使用するテキストや教材、ソフト等は適切か。</li> </ul>

(オ) 訓練中及び訓練修了後の継続雇用支援内容 (40点)

評価事項	得点	審査のポイント
訓練中及び訓練修了後の雇用継続支援内容	40点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用継続に結びつく具体的かつ効果的な支援内容となっているか。</li> <li>・経験豊富なスタッフの複数配置など、障がい特性に対応したきめ細やかな支援体制がとれているか。</li> <li>・受講者の雇用継続が図られるよう、支援機関や地域の障害者就業・生活支援センター、就労支援機関等との連携が図られているか。</li> <li>・他の事業者にはない独自の支援方法や多様なネットワークを有しているか。</li> <li>・訓練修了後も企業及び受講者からの質問への回答や雇用継続に関するアドバイス等の対応ができるか。</li> </ul>

(3) 審査結果

① 発表

発表
<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査結果は、企画提案を行ったすべての者に対して、令和7年1月中旬頃に郵送で通知します。また、人材育成課のホームページにおいても公表します。</li> </ul>

- ・選考過程の透明性を確保する観点から、公表に際しては、契約交渉の相手方として決定された者の名称とその得点・見積金額について報道提供資料により公表するとともに、全提案者名(申込み順)全提案者の見積金額(金額順)、全提案者の得点(得点順)について、人材育成課のホームページにて公表します。

※選定委員会の委員名及び議事要旨(質疑応答部分)については、令和7年度に計画する全ての大阪府障がい者委託訓練事業について、契約交渉の相手方が決定した後に、ホームページに掲載する予定です。

・ 不合格者が1者となった場合は、不合格者の見積金額及び得点は公表しません。

② 契約

- ・ 契約交渉の相手方として選定された者と、令和7年4月以降に随時、契約を締結します。
- ・ 契約交渉の相手方として選定された者が、契約締結日までに本要領の「3 公募参加資格」に該当しなくなった場合は、契約を締結しないことがあります。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外します。また、その場合は、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の企画提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の企画提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 企画提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。
- (3) 契約金額の支払いについて、訓練委託費、職業能力講座委託費及び職場実習委託費は訓練期間終了後、知識技能習得訓練と e-ラーニングにおける就職支援経費は就職支援期間終了後の精算払いとします。
- (4) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を提出していただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
  - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

  - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
  - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）

の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

(9) 大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例に基づく義務

契約締結の相手方のうち常用労働者40.0人以上の事業主等については、大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第17条第1項の規定により、障がい者の雇用状況を報告していただく必要があります。

また、障がい者雇用率が未達成の事業主については、障がい者の雇入れ計画を提出していただき、障がい者雇用率の達成に向けた取り組みをしていただく必要があります。

詳しくは、大阪府障がい者雇用促進センター（電話 06-6360-9077 または 9078）にお問い合わせください。

## 9 その他

(1) 企画提案書類の提出にあたっては、公募要領、仕様書と併せて、「大阪府公募型プロポーザル方式実施基準」、「大阪府公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得」を熟読し遵守してください。

(2) 企画提案内容については、補足説明等をお願いすることがあります。

(3) 契約に際して、企画提案書類に記載された内容に虚偽の記載があった場合には、契約をしないことがあるほか、大阪府が被る損害について賠償を請求することがあります。

(4) 個人情報を取り扱うときは適正に管理してください。

(5) 受注者は、感染症の拡大や自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常



時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく「事業継続計画（BCP）」を策定するよう努めてください。

- (6) なお、この契約の締結時において、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 50 条第 1 項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第 52 条第 1 項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定（以下「認定」という。）を受けている受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構成員）は、事業継続力強化計画認定書又は連携事業継続力強化計画認定書（以下「認定書」という。）の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。認定を受けていない受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構成員）は、認定を受けることができる場合に、契約期間の終了までに認定を受けるよう努めるとともに、認定を受けた際は、認定書の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。
- (7) 国において委託訓練事業に係る制度改正が行われた場合、契約交渉の相手方として決定した者との協議の上、改正後の制度を適用することがあります。